

## 五條市防犯灯設置補助金交付要綱

令和4年4月8日  
五條市告示第225号

(趣旨)

第1条 市長は、夜間における犯罪を防止し、市民の安全を図ることを目的として、自治会及び防犯灯管理組合（以下「自治会等」という。）に対し、自治会等が維持管理を行う防犯灯設置の経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

防犯灯 自治会等が設置するもので、原則として、電力供給会社等と「公衆街路灯A」契約を締結し、主に道路等を終夜照らす電灯をいう。

- (1) LED灯 防犯灯のうち、その光源に発光ダイオードを使用したもので蛍光灯20W相当の明るさのものをいう。
- (2) 申請期間 補助金の申請の受付を行う別表第1に定める期間をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会等が設置する防犯灯の新設又は修理に要する経費（球の交換の他の簡易な修理（費用の額が1基当たり5,000円に満たない修理をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）。
- (2) 防犯灯の移設に要する経費。
- (3) 防犯灯の器具及び専用柱撤去に関する工事に要する経費。

(補助額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において、別表第2に定める補助対象区分（以下、「補助区分」という。）ごとに、別表第2の上限額又は設置に要した経費に補助率を乗じて算出した額のうち、いずれか低い額（ただし、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。）とする。

2 第6条第2項の緊急を要する場合に該当する場合の補助額は、補助区分の上限額以内とする。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「申請自治会等」という。）は五條市防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、別表第1に定める期間の内、予算の範囲内で先着順とする。

- (1) 見積書等の事業内容の明細が分かる書類
- (2) 電柱及び既存防犯灯（修繕の場合）の写真
- (3) 設置場所の分かる地図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、別表第1に定める期間内に申請を行うものとする。ただし、次の各号に定める緊急を要する場合には、この限りでない。

- (1) 専用柱が倒れ、交通障害となっている場合
- (2) 人命に関わると認められる場合
- (3) その他市長が緊急を要すると認める場合

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、五條市防犯灯設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請自治会等に対し通知するものとする。

2 交付決定時において市長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会等（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ五條市防犯灯設置補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 設置場所の変更（防犯灯設置承諾者を変更する場合を除く。）
- (2) 設置機器の型番変更等（交付対象工事の見積金額が変わらない場合に限る。）

2 事業内容の変更は、申請基数の増加を伴うものは行うことができない。

3 第1項の変更承認申請は、当該変更事由が生じた後、速やかに行うものとする。

4 市長は、第1項の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の額を変更し、五條市防犯灯設置補助金変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に対し、通知するものとする。

（中止の承認の申請）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ五條市防犯灯設置補助金中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告等）

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業実施途中において、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

（完了実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、五條市防犯灯設置補助金完了実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設置にかかる領収書その他の支出を証すべき書面の原本

(2) 完成写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び精算）

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、五條市防犯灯設置補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に対して通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市防犯灯設置補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 第9条の規定に違反したとき。

(3) 第11条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調

査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(維持及び管理)

第15条 補助事業者は、補助金の交付によって設置された防犯灯について、適切な維持管理を行い、維持管理にかかる費用を負担すること。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱は、令和4年度以降の年度分の補助金等に適用し、令和3年度以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年告示第177号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の五條市防犯灯設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請があった補助金の交付について適用し、同日前申請があった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

申請期間
7月最初の開庁日から翌年2月最後の開庁日まで。（平日8時30分から17時15分まで。）

別表第2（第4条関係）

補助対象区分	補助率 （1基当たり）	上限額 （1基当たり）
（1）LED灯新設、取替 修繕等（支柱無）	設置に要した経費の3/4	20,000円
（2）LED灯新設、取替 修繕等（支柱有）	設置に要した経費の3/4	60,000円 （支柱のみ40,000円）
（3）LED灯、蛍光灯 移設（支柱無）	設置に要した経費の3/4	10,000円
（4）LED灯、蛍光灯移 設（支柱有）	設置に要した経費の3/4	50,000円
（5）器具及び専用柱撤去 工事費	設置に要した経費の3/4	15,000円